第二十条の三第二項の表に次のように加える。

租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項	法第六十六条の十一の四第三項第三号	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法（第一号及び次項において「読替え後の法」という。）第六十六条の十一の四第三項第三号
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項第一号	同条第一項	読替え後の法第六十六条の十一の四第一項
	連結事業年度で法第六十八条の九十六の二第一項	事業年度（連結事業年度に該当しない期間に限る。）で地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第六十六条の十一の四第一項
	各連結事業年度	各事業年度
	連結事業年度に	事業年度に
	連結欠損金額の	欠損金額の
	又は個別超過控除対象額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）がある	がある
	連結欠損金額に係る超過控除対象額	欠損金額に係る超過控除対象額
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項第二号	同条第二項第二号ロ、ニ及びホ	同条第二項第二号ロ及びハ
	合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該連結事業適応法人の個別超過控除対象額並びにその計算の基礎となつた同号ロ及びニに掲げる金額の合計額）	合計額
	金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額	金額
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項	欠損金額（法人税法第六十六条の十一の四第二項第一号（読替え後の法第六十六条の十一の四第二項第一号	個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。）と
	欠損金額と	個別欠損金額と
	特例対象欠損金額	特例対象個別欠損金額
	（法第六十六条の十一の四第二項第一号	（読替え後の法第六十六条の十一の四第二項第一号

租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項第一号	欠損金額を	個別欠損金額を
	欠損金額の	個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。）の
	法	読替え後の法
	損金の額	損金の額又は個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。）
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項第二号	法	読替え後の法
	法人税法	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法人税法
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項		

第二十一条第二項中「算入されたもの」と」の下に「、租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号中「、同法」とあるのは「及び同法」と、「もの及び同法第八十条又は第百四十四条の十三の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは「もの」と」を加える。

第二十二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「（昭和三十九年法律第百七十号）」を削り、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四十第二項の交付金

第二十四条の六第一項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の十二の三第五項」及び「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第二十四条の七第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第三十六条の三第六項中「第五号」の下に「及び第十号」を加える。

第四十三条の十五第九項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改める。

第四十八条の九の七の次に次の二条を加える。

（給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第四十八条の九の七の二　第八条の二の二の規定は、法第三百十七条の三の二第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二各号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは、「第三百十七条の三の二第四項」と読み替えるものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第四十八条の九の七の三　第八条の二の二の規定は、法第三百十七条の三の三第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二第一号及び第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三百十七条の三の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三十七条の三の三第四項」と読み替えるものとする。